

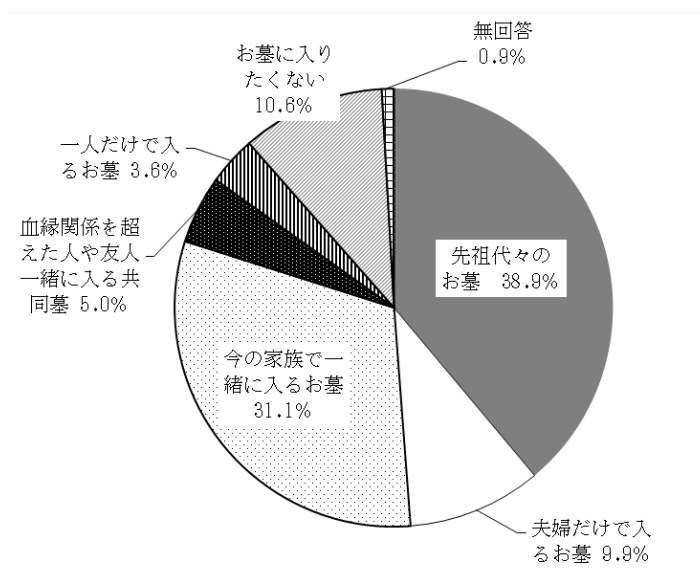
里帰り散骨～島根県隠岐の事例

主席研究員 小谷 みどり

<散骨に対する意識の変容>

昨今、墓の多様化が進んでいるが、墓を持たない選択肢も認知されてきた。たとえば、2011年に、宗教民俗学者の鈴木岩弓らと一緒に筆者も参画した科研費研究で実施した「墓に関する意識調査」では、どのような形態の墓（納骨堂）に入りたいかをたずねた質問に対し、「先祖代々のお墓」を挙げた人が最も多かったものの、その割合は38.9%にとどまった（図表1）。一方、「お墓に入りたくない」と回答した人は10.6%と1割を占めた。「死んだら先祖の墓に入るのが当たり前」が総意ではなくなっているだけでなく、そもそも墓はいらないと考える人も出てきているのだ。

図表1 誰とお墓に入りたいか



注：調査は、20歳から89歳までの全国男女2,000人を対象に2011年7月に実施。
資料：鈴木岩弓ら「わが国の葬送墓制の現代的变化に関する実証的研究」（科研費研究）

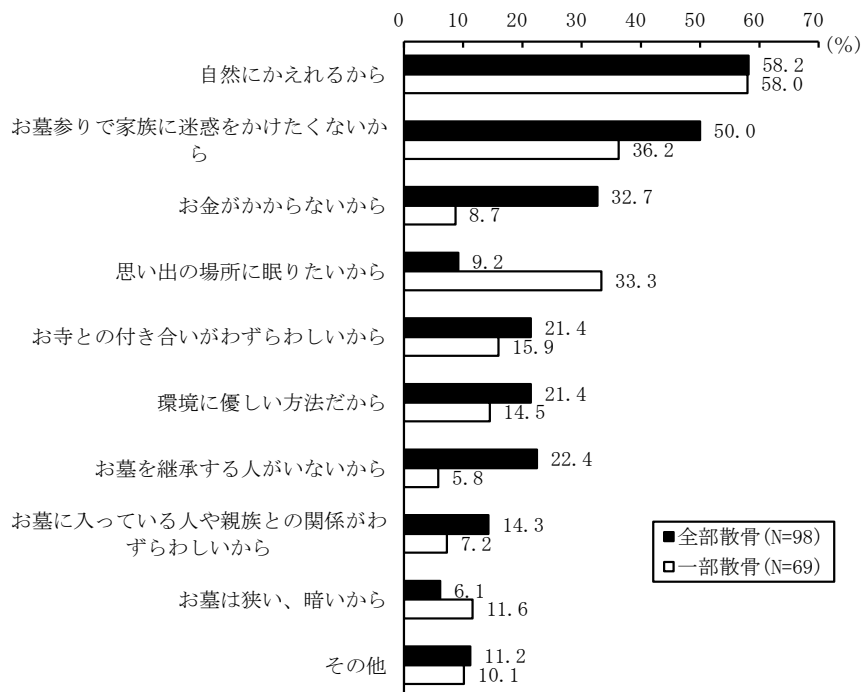
ところで、そもそも散骨は違法ではないのだろうか。遺骨をごみとして捨てる行為は、刑法190条に「死体、遺骨、遺髪、または棺内に蔵置した物を損壊、遺棄または領得した者は、三年以下の懲役に処する」と定められており、この遺体遺棄罪に抵触する可能性がある。散骨は、遺骨を細かく砕いた灰を海や山などに撒く葬法であって、1991年に、当時の法務省の担当者が「葬送を目的とし節度を持って行う限り、死体遺棄には当たらない」という非公式の見解を出したことで、散骨が社会的に認知される

ようになった。

私が2009年に実施した調査では、自分が死んだら「遺骨を全部撒いてもらいたい」（17.0%）、「遺骨を一部だけ撒いてもらいたい」（11.8%）を合わせると、散骨をしてほしいと考える人は28.8%もいた（図表省略）。

しかしその理由をきいたところ、「全部散骨してほしい」人と「一部を散骨してほしい」人とは、意識に大きな差があることがわかった（図表2）。全部を散骨してほしい人は、「お墓参りで家族に迷惑をかけたくない」「お金をかけたくない」と考えるのに対し、一部だけ散骨してほしい人は、「思い出の土地に眠りたい」といった意向が強い。

図表2 散骨をしたい理由



注：調査は、35歳から79歳までの全国の男女600名に対し、2009年9月に第一生命経済研究所が実施。本項目の分析は、散骨をしたいと回答した177人のみ。

とはいえ、日本には散骨に関する規制だけでなく、撒き方に関するルールさえもなく、撒く人のモラルに任されているのが現状だ。2005年には、北海道の長沼町で、散骨を請け負う団体と近隣住民との間にトラブルが起き、墓地以外に人骨を撒くことを禁止した「さわやか環境づくり条例」が施行された。この条例は、ごみや犬猫の糞尿と並び、人骨を撒いてはいけないという条例である。散骨を請け負った団体が、私有地ではあるものの、それとわかるような形状で散骨をしたことも、住民たちの感情を逆なでした。

長沼町の条例制定を受け、北海道七飯町（2006年）、長野県諏訪市（2006年）、北

海道岩見沢市（2007年）、埼玉県秩父市（2008年）、静岡県御殿場市（2009年）、静岡県熱海市（2015年）、静岡県伊東市（2016年）が散骨を規制する条例や指針を制定している。

< 隠岐の里帰り散骨 >

条例で散骨を規制する自治体があるなか、大山隠岐国立公園内にある島根県隠岐諸島の無人島・カズラ島は、2008年に日本初の専用散骨所として開所された。この散骨所は自然公園法に基づき、大山隠岐国立公園の「第一種特別地域」に指定され、一切の建築物、及び構築物は認められない。

カズラ島がある島根県海士町は2004年以降、「島まるごとブランド化」を掲げ、「海」「潮風」「塩」の三つのキーワードで新商品や新規雇用を生み出し、辺境の島であるハンディを逆手に取ったビジネスを展開した結果、特別な支援策がないにもかかわらず、数百人のIターン者が定住したことで知られている。

カズラ島での散骨も、新規ビジネスのひとつである。自然を守るため、島内での散骨は5月、9月の2回に制限され、それ以外の時期には、人が島内に立ち入ることができない。また、散骨するとき以外には島内に入れないが、対岸に慰霊所を設置しているので、遺族はいつでもお参りすることができる。

そのカズラ島で、里帰り散骨をする遺族がいると聞き、先日、隠岐を訪れた。散骨されたのは、昨年10月に亡くなった隠岐出身の石倉良和さん（85歳）と武田輝廣さん（90歳）。共に高校卒業後に島を出て、東京で所帯を持ち、最後まで東京で暮らした。しかしふるさとへの郷愁は強く、東京でも同郷の仲間と強いつながりを持っていた。そんな二人の墓は、それぞれすでに東京にあったものの、故人の遺志により、遺骨の一部をふるさと隠岐で散骨することになった。

散骨当日は、ふるさとへおかえりなさいの意味を込め、海士町、隠岐の島町から花が届けられた（写真1、2）。「一部の遺骨をふるさとへ」という趣旨での散骨は、全国であまり例がない。条例で散骨を禁止、規制する自治体はあるが、縁のあった死者をふるさとに帰ってもらおうという試みは、新しい慰霊のかたちの提案でもある。

写真1 散骨前夜におこなわれた偲ぶ会



写真2 慰霊所での様子



散骨前夜におこなわれた偲ぶ会では、定年退職後に東京からUターンした人、故人を知る地元の人たち、このために隠岐に帰省した東京在住の人たちが集まり、和やかに偲ぶ会が開かれた。翌日の散骨前の慰霊には、故人をよく知る山内海士町長（写真2の左から3人目）も参列した。

実は、無人だったカズラ島が日本初の専用散骨所となるまでには、海士町の住民たちとの息の長い話し合いがあった。海士町には漁業で生計を立てている人が多いため、風評や漁場の悪化を懸念する声があったが、海に撒かないこと、人工物を作らないこと、年に2回しか上陸しないこと、などのルールを提示して納得してもらったという。また海士町をはじめとする隠岐では、進学や就職のために島を出て行く若者が後を絶たず、墓の無縁化も課題であった。最終的には、隠岐出身者や隠岐にゆかりのあった人たちの永眠の地を確保しようという点で、合意に向けた努力がなされた。

散骨のために遺族が隠岐を訪れることで、観光活性化にもつながる。離島ゆえ、日帰りできる立地がないことを活用できるからだ。散骨をきっかけに、隠岐に親しみを持つ遺族が増える可能性もある。毎年ではないにせよ、節目節目におまいのために隠岐を再訪する遺族がいるかもしれない。海士町観光協会では、観光振興の柱として、「来たお客さんを離さない」「そのお客さんにもう一度来てもらう」ことをモットーとしているが、散骨で来た遺族はまさしく、目標イメージ像が合致する。山内海士町長自身が、「人は誰でも死を迎える。死者は等しく、安寧に葬られるべきだ」と、散骨所設置に積極的に賛成したことも、住民合意に至った大きなポイントであった。

実際、今回も、東京から故人の息子と孫が散骨のために隠岐を訪れ、親戚と交流した。孫にとっては、おじいさんの出身地である隠岐には、これまでなじみがなかったかもしれないが、ふるさとに散骨することで、隠岐に親しみを感じたかもしれない。父子は、故人が好きだったというウイスキーを遺灰の上にかけて、手をあわせていた（写真3）。すでに東京の墓に納骨したので、遺族は、隠岐まで頻繁には墓参りに来られないかもしれないが、私は、「死んでも帰りたいと思えるふるさとがあるっていいな」と、故人をうらやましく思った。

墓がいないから散骨でいいという、遺骨遺棄に近いイメージで散骨を志向する人もいるが、今回の里帰り散骨は、ふるさとを想う心の、故人から子や孫への伝承でもあったと感じた。

写真3 散骨の様子



（ライフデザイン研究部 こたに みどり）